

池田町立図書館資料収集方針

1 目的

池田町立図書館運営規則第 2 条の規定に基づき、図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 市民の自主的な学習や調査研究のほか、趣味、娯楽など生涯学習の基盤として必要な資料及び情報を広範囲に収集する。
- (2) 町の歴史及び文化を継承する郷土資料や地域に関する資料の収集に努める。
- (3) 資料収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」の精神を遵守する。

3 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。各資料の選定基準は、「池田町立図書館資料の選書に関する基準」によるものとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書・児童図書研究資料
- (3) 参考図書
- (4) 郷土・行政資料
- (5) 特別コレクション
- (6) 図書館利用に障がいのある人のための資料
- (7) 逐次刊行物
- (8) 視聴覚資料
- (9) 電子書籍
- (10) その他

4 資料収集の方法

購入及び寄贈のほか、寄託、複製などの手段も必要に応じて活用する。

5 資料の更新・除籍

資料の更新・除籍については、「池田町立図書館の除籍に関する基準」に基づき行うものとする。

6 資料収集の組織

- (1) 本方針及び各資料の選定基準に基づく資料の選択を行うため、池田町立図書館資料選書会を設置する。
- (2) 選書会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

7 その他

池田町立図書館としての蔵書構成の整備を図るため、資料選定基準、図書備品分類別予算配分、アンケート調査結果、利用者懇談会の意見などを参考に資料収集状況を点検し、バランスのとれた蔵書の構築に努める。